

【翻訳】

章学誠『校讎通義』訳注（五）卷三 「漢志六藝第十三」

文教大学目録学研究会（向嶋成美・坂口三樹・樋口泰裕・渡邊 大・宇賀神秀一・王 連旺・小田健太・加藤文彬）訳

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、卷三の「漢志六藝第十三」を訳出する。担当は渡邊である。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』（中華書局、一九八五年）を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標点の『文史通義』（古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年）、葉長清『文史通義注』（無錫国学專修学校叢書、一九三五年）、王重民『校讎通義通解』（上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦注本、上海古籍出版社、二〇〇九年）、劉兆祐『校讎通義今註今訳』（台湾学生書局、二〇二二年）などを参照した。

キーワード：校讎通義 章学誠 漢書藝文志 六藝略 六経

校讎通義 卷三

漢志六藝第十三

漢志諸子第十四

漢志詩賦第十五

漢志兵書第十六

漢志術數第十七

漢志方技第十八

漢志六藝第十三

【原文】

六經之名、起於後世、然而亦有所本也<sup>〔注二〕</sup>。荀子曰、「夫學始乎誦經、終乎讀禮」<sup>〔注三〕</sup>。莊子曰、「丘治『詩』、『書』、『禮』、『樂』、『易』、『春秋』六經」<sup>〔注四〕</sup>。荀、莊皆孔氏再傳門人<sup>〔原注二：二子皆子夏氏門人、去聖未遠〕</sup><sup>〔注四〕</sup>、其書明著六經之目、則「經解」之出於「禮記」、不得遂謂剽說於荀卿也<sup>〔注五〕</sup>。孔子曰、「述而不作」<sup>〔注六〕</sup>。又曰、「蓋有不知而作之者、我無是也」<sup>〔注七〕</sup>。六經之文、皆周公之舊典、以其出於官守而皆爲憲章、故述之而無所用作。以其官守失傳而師儒習業、故尊奉而稱經。聖人之徒、豈有私意標目、強配經名、以炫後人之耳目哉。故經之有六、著於「禮記」、標於「莊子」、損爲五而不可、增爲七而不能、所以爲常道也。至於「論語」、「孝經」、「爾雅」、則非六經之本體也。學者崇聖人之緒餘而尊以經名、其實皆傳體也<sup>〔原注一：非周公舊典、官司典常〕</sup>。可以與六經相表裏、而不可以與六經爲並列也。蓋官司典常爲經、而師儒講習爲傳、其體判然有別、非謂聖人之書、有優有劣也。是以劉歆「七略」、班固「藝文」、敘列六藝之名、

實爲九種。蓋經爲主而傳爲附、不易之理也。後世著錄之法、無復規矩準繩、或稱七經、或稱九經、或稱十三經、紛紛不一<sup>〔注八〕</sup>。若紀甲乙部次、固無傷也。乃標題命義、自爲著作、而亦徇流俗稱謂、可謂不知本矣<sup>〔原注一：計書幾部爲幾經可也。劉歆「七經小傳」<sup>〔注九〕</sup>、黃敏「九經餘義」<sup>〔注一〇〕</sup>、本非計部之數、而不依六藝之名、不知本也〕</sup>。

右十三之一

【訓說文】

六經の名は後世に起こる。然れども亦た本づく所有り。荀子曰く、「夫れ学は誦經に始まり、読礼に終わる」と。莊子曰く、「丘は、詩・書・礼・樂・易・春秋の六經を治む」と。荀、莊は皆な孔氏再傳の門人なり<sup>〔原注二：二子は皆な子夏氏の門人、聖を去ること未だ遠からず〕</sup>。其の書に明らかに六經の目を著せば、則ち「經解」の「礼記」に出づるは、遂に荀卿に剽說すと謂うを得ず。孔子曰く、「述べて作らず」と。又曰く、「蓋し知らずして之を作る者有り、我是れ無きなり」と。六經の文、皆な周公の旧典、其の官守に出づるを以て皆な憲章と爲る。故に之を述べて作を用いる所無し。其の官守伝を

失いて師儒習業するを以ての故に尊奉して経を称す。聖人の徒、豈に私意もて標目し、強いて経名を配し、以て後人の耳目を眩ます有らん。故に経の六有るは『礼記』に著され、『莊子』に標され、損じて五と為すも不可、増して七と為すも能わず、常道と為す所以なり。『論語』『孝経』『爾雅』に至りては則ち六経の本体には非ざるなり。学者聖人の緒餘を崇びて尊ぶに経の名を以てするも、其の実は皆な伝の体なり〔原注…周公の旧典、官司の典常に非ず〕。以て六経と相表裏す可くして、以て六経と並列を為すべからざるなり。蓋し官司の典常を經と為し、而して師儒の講習を伝と為す。其の体判然として別有り、聖人の書に優有り劣有りと謂うに非ざるなり。是の以に劉歆『七略』、班固『藝文』、六藝の名を敘列するに実は九種為り。蓋し経は主為り、伝は附為るは、不易の理なり。後世著録の法、復た規矩準繩無く、或いは七経を称し、或いは九経を称し、或いは十三経を称し、紛紛として一ならず。甲乙と部次を紀すが若きは、固より傷無し。乃ち標題命義し、自ら著作を為すに、亦た流俗の称謂に徇うは本を知らずと謂うべし〔原注…書を計りて幾部を幾経と為すは可なり。劉歆『七

経小伝』、黄敏『九経餘義』は、本より計部の数に非ずして六藝の名に依らざるは本を知らざるなり〕。

右十三の一

#### 【現代語訳】

六経という呼称は後世に起こったものである。しかしながらそれにはまたもとづくところがある。荀子は、「そもそも学問というものは、経書の暗誦に始まり、礼を読むことに終わる」といつている。『莊子』には、「丘は、詩・書・礼・楽・易・春秋の六経を治めました」とある。荀子、莊子とともに孔氏再伝の門人である〔原注…二人はともに子夏氏の門人であり、聖人から遠ざかることまだそれほどでもない〕。その書にはつきりと六経の内訳を記してあることからすれば、「経解」篇が『礼記』にあるのは、荀子を剿説したものであるとみなすこともできまい。孔子は、「聖人の教えを」祖述するだけで創作することはない」と言っている。また、「思うに、すっかり理解しないままに新説を作り出す者もいるが、私はそういうことはしない」ともいつている。六経の文は、すべて周公の旧典であり、官府の職掌として作られたも

のであることによつて常典（不変の法典）となつたものである。そのため、祖述するのみで創作する余地などないのだ。六経が、官府の職掌としての伝承を失つて師儒が（民間に）教授するようになったため（後世に）それらを尊び奉つて経と呼ぶようになったのである。聖人の徒が、勝手に名前をつけたり、無理に経と呼んで、後人の判断をくらますようなことがあるだろうか。そのため、経が六つであることは、『礼記』や『莊子』にはつきりと記されているのであり、減らして五つにすることも、増やして七つにすることもできないのだ。（六経を）恒常普遍の道とする所以である。『論語』、『孝経』、『爾雅』については、六経の本体ではない。学者が、聖人の余技を尊崇して経の名をもつて呼ぶものの、実際はどれも伝の体なのである「原注…つまり周公の旧典、官府の典常ではない」。伝は六経と相表裏するものにはあるが、六経と並び立つものではない。おもうに、官司の常典を経とし、師儒の講習を伝とするのである。その体にははつきりとした違いがあるということであつて、聖人の書に優劣があるといつていいのではない。こうしたわけで劉歆の『七略』、班固の『漢書』藝文志は、

六藝の名でもつて諸書を列叙しているが、実際には九種になつているのである。おもうに経が主であつて、伝が附であるのは、不易の理である。後世におよぶと著録の方法に基準がなくなり、あるものは七経を称し、あるものは九経を称し、またあるものは十三経を称して、紛紛として定まらない。甲乙と配列を記載していく場合には、もちろん問題ない。しかしながら題目を記したり書名をつけたりする際や、自ら著作をなす際に、流俗の呼称に従うのは根本を知らないといふべきであらう「原注…書物を数えて幾部を幾経というのはかまわない。劉敞の『七経小伝』や、黄敏の『九経餘義』は、もともと書物の数を数えたものではないのに六藝の名に従わないのは根本を知らないのである」。

以上、十三の一

【訳注】

一 本節は、経書が経と呼ばれ、六経と総称されるに至るまでの経緯、また、『漢書』藝文志・六藝略が、論語（十二家、二百二十九篇、孝経（十一家、五十九篇）、小学（十家、四十五篇）を含んで実際には九種の下位分類からなるにも関わらず、

六藝略」と称する理由について述べるものである。本節と同様の議論は左以下に引く『文史通義』経解上にもみえてゐる。

六經不言經、三傳不言傳、猶人各有我而不容我其我也。依經而有傳、對人而有我、是經傳人我之名、起於勢之不得已、而非其質本爾也。易曰「上古結繩而治、後世聖人易之以書契、百官以治、萬民以察。」夫爲治爲察、所以宣幽隱而達形名、布教而齊法度也、未有以文字爲一家私言也。……三代之衰、治教既分、夫子生於東周、有德無位、懼先聖王法積道備、至成周、無以續且繼而至於淪失也、於是取周公之典章、所以體天人之撰而存治化之迹者、獨與其徒、相與申而明之。此六藝之所以雖失官守、而猶賴有師教也。然夫子之時、猶不名經也。逮夫子既歿、微言絕而大義將乖、於是弟子門人、各以所見、所聞、所傳聞者、或取簡畢、或授口耳、錄其文而起義。左氏春秋、子夏喪服諸篇、皆名爲傳、而前代逸文、不出於六藝者、皆謂之傳……則因傳而有經之名、猶之因子而立父之號矣。至於官師既分、處士橫議、諸子紛紛、著書立說、而文字始有私家之言、不盡出於典章政教也。儒家者流、乃尊六藝而奉以爲經、則又不獨對傳爲名也。荀子曰、「夫學始

於誦經、終於習禮」。莊子曰、「孔子言治、詩」「書」「禮」「樂」「易」「春秋」六經」。又曰、「籒十二經、以見老子」。荀莊皆出子夏門人、而所言如是、六經之名、起於孔門、弟子亦明矣。

然所指專言六經、則以先王政教典章、網維天下、故「經解」疏別六經、以入國可知其教也。「論語」述夫子之言行、「爾雅」爲羣經之訓詁、「孝經」則又再傳門人之所述、與「緇衣」「坊」「表」諸記、相爲出入者爾。劉向・班固之徒、序類有九、而稱藝爲六、則固以三者爲傳、而附之於經、所謂離經之傳、不與附經之傳相次也。……後世著錄家、因文字之繁多、不盡關於綱紀、於是取先哲之微言、與羣經之羽翼、皆稱爲經、如「論語」「孟子」「孝經」、與夫大小「戴記」之別於「禮」、「左氏」「公」「穀」之別於「春秋」、皆題爲經、乃有九經、十經、十三、十四經、以爲專部、蓋尊經而并及經之支裔也。而儒者著書、始嚴經名、不敢觸犯、則尊聖教而慎避嫌名、蓋猶三代以後、非人主不得稱我爲朕也。然則今之所謂經、其強半皆古人之所謂傳也。古之所謂經、乃三代盛時、典章法度、見於政教行事之實、而非聖人有意作爲文字以傳後世也。章學誠によれば、文字は上古、政教を布き、法度を斉え

るために聖人によって發明されたものであり、そもそも私門の著述は存在しえなかった。三代の末に至ると政治と学問は分離し、官守から師教の時代へと移り、孔子が（述べて作らずの立場から）周公の典章（『六藝』）を継承したものの、その没後には弟子たちの間で異説が生じ、各自耳目にふれた伝承や己の理解するところを文字に記すようになった。これが伝である。章学誠は、そのような状況に至って、伝に對して經という呼称が生まれたとし、また、さらに後世、諸子によって私家の言が著述として出現するようになると、儒家は（他学派に對抗するため）六藝の書を經と尊称するようになり、六經という総称も孔子の門人から始まったものとする。

こうして、章学誠は、（諸子の書物には、經・伝にわかれているものもあるが）學術の源流という点から、經は本来、先王の政教典章のみを指し、劉向や班固が、經書の種類として六藝という名称を用いたこと、その一方で、離經の伝である『論語』『爾雅』『孝經』を六藝略に付したことを當を得たものと評価し、反對に、本来、伝にすぎない『論語』『孟子』『孝經』『大戴礼』『左伝』『公羊伝』『穀梁伝』などを經と呼びなしたり、九經、十經、十三經、十四經などと総称した

り、そのような分類を設けたりすることを批判する。このような主張は、章学誠の、六經を、周公の旧典として、治教一体の官守の学から師教による伝承という流れの中で捉えようとする構想から必然的に導かれるものである。

二 『荀子』勸学篇に「學、惡乎始、惡乎終。曰、其數則始乎誦經、終乎讀禮、其義則始乎爲士、終乎爲聖人。眞積力久則入。學至乎没而後止也。故學數有終、若其義則不可須臾舍也。爲之人也、舍之禽獸也。故書者政事之紀也、詩者中聲之所止也、禮者法之大分、類之綱紀也。故學至乎禮而止矣。夫是之謂道德之極。禮、之敬文也、樂、之中和也、詩、書之博也、春秋之微也、在天地之間者畢矣。」とある。これは儒家の書において經書に對し「經」という呼称を用いている最初の例である。この後、章学誠が、『莊子』の用例を挙げたり、『礼記』經解に言及するのは、ここで挙げられているのが（六經すべてではなく）書・詩・礼・楽・春秋の五つであるためである。

三 『莊子』天運篇に「孔子謂老聃曰、『丘治詩・書・禮・樂・易・春秋六經、自以爲久矣、孰知其故矣。以奸者七十二君、論先王之道、而明周・召之迹、一君無所鈎用。甚矣夫、人之難説也、道之難明邪』」とある。これが書名を列挙したう

えて「六経」と総称する最初の例である。経書の順序について付言すると、『莊子』天下篇でも、詩・書・礼・楽・易・春秋の順となっている。このほか、経書を列挙するものにも、上にみた『荀子』勸学篇の書・詩・礼・楽・春秋、『荀子』榮辱篇の詩・書・礼・楽、儒効篇の詩・書・礼・楽・春秋、(章学誠も引く)『礼記』経解篇の詩・書・楽・易・礼・春秋、『淮南子』泰族篇の易・書・楽・詩・礼・春秋などがある。これらからは、先秦から漢代にかけて、儒教に取り込まれ經典化されるのが比較的遅かった易が徐々に序列をあげていった様子を窺うことが出来る。『漢書』芸文志最終的形態であり(勿論歴史的事実ではないが当時の考えにしたがって)その成書の古い順にならべたものである。

四 荀子が子夏再伝の門人という説は、『春秋公羊伝注疏』の(范滂)序に付された(楊士勛)疏に、「穀梁子名俶、字元始、魯人、一名赤、受經於子夏、爲經作傳、故曰穀梁傳、傳孫卿。」としてみえる。

一方、莊子が、子夏の流れを汲むという説は、韓愈の「送王秀才序」に、「吾常以爲孔子之道大而能博、門弟子不能備觀而盡識也。故學焉而皆得其性之所近、其後離散分處諸侯

之國、又各以所能授弟子原遠而未益分。蓋子夏之學、其後有田子方、子方之後流而爲莊周。故周之書喜稱子方之爲人。」とみえている。

五 すでにふれたように、『礼記』経解篇には、「入其國、其教可知也。其爲人也、溫柔敦厚、詩教也。疏通知遠、書教也。廣博易良、樂教也。絜靜精微、易教也。恭儉莊敬、禮教也。屬辭比事、春秋教也。故詩之失、愚。書之失、誣。樂之失、奢。易之失、賊。禮之失、煩。春秋之失、亂。其爲人也、溫柔敦厚而不愚、則深於詩者也。疏通知遠而不誣、則深於書者也。廣博易良而不奢、則深於樂者也。絜靜精微而不賊、則深於易者也。恭儉莊敬而不煩、則深於禮者也。屬辭比事而不亂、則深於春秋者也。」とある。『経解』之出於『禮記』、不得遂謂則説於荀卿也」とあるのは難解だが、詩・書・楽・易・礼・春秋の六経がすべて挙げられていることから、章学誠は、『礼記』経解篇のこの記述は、漢代にまとめられた『礼記』に収められてはいるものの、書・詩・礼・楽・春秋の五つを挙げた『荀子』勸学篇の記述とは別系統の場合によってはさらに古い)伝承を受けたものと考えているのであろう。

六 『論語』述而篇に「子曰、述而不作、信而好古、竊比於



我老彭。」とある。

七 「論語」述而篇に「子曰、蓋、不、知、而、作、之、者、我、無、是、也。多聞擇其善者而從之、多見而識之、知之次也」とある。

八 「六經」は、「周公之旧典（『官司之典常』）のみであり、「師儒之講習」を「伝」として明確に区別する章学誠の立場からは、七経、九経、十三経という分類はもちろん、（経が滅びたために棄を除いた）五経という括りも認められない。それらの呼称を用いた書名を挙げると、『四庫提要』五経総義類には、宋・劉敞『七経小伝』のほか、宋・岳珂『刊正九経三伝沿革例』、不著撰人名氏『明本排字九経直音』、元・何異孫『十一経問対』、日本・山井鼎『七経孟子考文』、清・顧炎武『九経誤字』などがある。

六経から早くに滅んだ棄を除いた易・書・詩・礼・春秋が五経であり、その早い用例として、『史記』楽書の「至今上即位、作十九章、令侍中李延年次序其声、拜爲協律都尉。通一經之士不能獨知其辭、皆集會五經家、相與共講習讀之、乃能通知其意、多爾雅之文。」があげられる（なお、『史記』にはこの一例のみなのに対し、『漢書』には、有名な武帝紀の「建元五年置五經博士」を始め、「五経」の語が頻出しているのは注目される。ちなみに、班固がまとめた『白虎

通義』卷九には「五経」の一節が設けられ、「五経何謂。謂『易』、『尙書』、『詩』、『禮』、『春秋』也。」とあって、『漢書』藝文志の六芸略との関係も興味深い）。また、一般には、五経に『論語』『孝経』を加えたものも七経というが、『後漢書』張純伝には「七経」の語がみえ、李賢注には、「易・書・詩・禮・樂・春秋・論語」とする。さらに、六経に、論語・孝経・小学を加えると九経、三礼、春秋三伝とを分かち、さらに孟子を加えると十三経になるなど内容は様々である。

なお、六藝の語は『史記』の孔子世家に、「孔子以詩書禮樂教、弟子蓋三千焉、身通六藝者七十有二人。」、滑稽列伝に、「孔子曰、六藝於治一也。『禮』以節人、『樂』以發和、『書』以道事、『詩』以達意、『易』以神化、『春秋』以義」と見えるのが早い用例のようである。

#### 九 「四庫簡明目録」に次のようにある。

##### 七経小傳三卷

宋劉敞撰。七經者、一尙書、二毛詩、三周禮、四儀禮、五禮記、六公羊傳、七論語也。宋人說經、毅然自異於先儒、實自敵始、遂開一代之風氣。然敵學有根柢、故能自爲一家之言。後來不能學其深究古義、而學其排擊古義、則價



也宜矣。

章学誠によれば、易、楽、春秋を含まず、三礼をそれぞれ一經として数えている点が見識ということになる。

一〇「通志」芸文略「經解」に「九經餘義、一百卷。宋朝處士黃敏」とある。

### 【原文】

『孝經』本以經名者也、樂部有傳無經者也。然『樂記』自列經科、而『孝經』止依傳例、則劉、班之特識也。蓋『樂經』亡而其記猶存、則樂之位次固在經部、非若『孝經』之出於聖門自著也。古者諸侯大夫失其配、則貴妾攝主而行事、子婦居嫡、固非攝主之名也<sup>正一〇</sup>。然而溯昭穆者不能躋婦於舅妾之列、亦其分有當然也。然則六藝之名、實爲『七略』之綱領、學者不可不知其義也。  
右十三之二

### 【訓読文】

『孝經』は本より經を以て名づけらるる者なり。樂部は伝有りて經無き者なり。然れども『樂記』は自ら經の科に列し、『孝經』は止だ伝例に依るは、則ち劉、班

の特識なり。蓋し『樂經』亡ぶも其の記猶お存せば、則ち樂の位次は固より經部に在り、『孝經』の聖門の自著に出づるが若きには非ざるなり。古者諸侯大夫其の配を失わば、則ち貴妾主を攝して事を行う。子婦嫡に居るは、固より主を攝するのみに非ざるなり。然れば昭穆を溯る者、婦を舅妾の列に躋す能わず、亦た其の分当に然るべく有るなり。然れば則ち六藝の名は實は『七略』の綱領爲り、學者其の義を知らざるべからず。  
右十三之二

### 【現代語訳】

『孝經』はもともと經をもつて名付けられたものであり、樂部は伝のみで經は著録されていないものである。にもかかわらず、『樂記』は当然のこととして經の類に列せられ、『孝經』はただ伝として扱われているのは、劉歆、班固のきわめてすぐれた見識である。思うに、樂經は亡佚していてもその注解がまだ存しているからには、樂の位置づけはもちろん經部にあるのであって、それは『孝經』が孔門の徒によって著されたものであるのとは事情が違うのである。古代、諸侯や大夫が正妻

を亡くした場合、身分の高い妾媵が主人（である正妻）の代行として事にあたった。媳婦が嫡位にあるのは、もちろん主人の代行ということにはならない。だから、宗廟で昭穆を遡及する者も、媳婦を舅妾の列に配するとはできないし、またその区別もそのようにあるべきものとしてある。であるから六藝という名称は実に『七略』の綱領なのであり、学ぶ者はそこに込められている意義を知らないわけにはいかないのである。

以上、十三の二

【訳注】

一 本箇所は難解だが、楽経が減んだあとの楽記を貴妾に、子婦を『孝経』に例えたものとして解した。楽記は周公の旧典である六経の一つである楽経の注釈であるから楽経そのものが減んだのちも経（の注解）として扱いて、『孝経』は経という名を与えられているが、師儒の講習に過ぎないので伝として扱うということである。『漢書』藝文志・六藝略・楽は以下の通り。

樂記二十三篇。

王禹記二十四篇。

雅歌詩四篇。

雅琴趙氏七篇。名定、勃海人、宣帝時丞相魏相所奏。

雅琴師氏八篇。名中、東海人、傳言師曠後。

雅琴龍氏九十九篇。名德、梁人。

凡樂六家、百六十五篇。出淮南劉向等琴頌七篇

易曰、「先王作樂崇德、殷薦之上帝、以享祖考」。故自黃帝下至三代、樂各有名。孔子曰、「安上治民、莫善於禮。移風易俗、莫善於樂」。二者相與並行。周衰俱壞、樂尤微眇、以音律為節、又為鄭衛所亂故無遺法。漢興、制氏以雅樂聲律、世在樂官、頗能紀其鏗鏘鼓舞、而不能言其義。六國之君、魏文侯最為好古、孝文時得其樂人竇公、獻其書、乃周官大宗伯之太司樂章也。武帝時、河間獻王好儒、與毛生等共采周官及諸子言樂事者、以作樂記、獻八佾之舞、與制氏不相遠。其內史丞王定傳之、以授常山王禹。禹、成帝時為謁者、數言其義、獻二十四卷記。劉向校書、得樂記二十三篇、與禹不同、其道以益微。

【原文】

讀『六藝略』者、必參觀於『儒林列傳』、猶之讀『諸子略』、必參觀於孟荀、管晏、老莊申韓列傳也〔原注…

『詩賦略』之鄒陽、枚乘、相如、揚雄等傳、『兵書略』之孫吳、穰直等傳、『術數略』之龜策、日者等傳、『方技略』之扁鵲倉公等傳、無不皆然。孟子曰、「誦其詩、讀其書、不知其人可乎」<sup>〔註二〕</sup>。『藝文』雖始於班固、而司馬遷之列傳實討論之。觀其敘述戰國秦漢之間、著書諸人之列傳、未嘗不於學術淵源、文詞流別、反復而論次焉<sup>〔註三〕</sup>。劉向、劉歆、蓋知其意矣。故其校書諸敍論、既審定其篇次、又推論其生平。以書而言、謂之敍錄可也。以人而言、謂之列傳可也<sup>〔註四〕</sup>。史家存其部目於『藝文』、載其行事於列傳、所以爲詳略互見之例也。是以『諸子』、『詩賦』、『兵書』諸略、凡遇史有列傳者、必注「有列傳」字於其下<sup>〔註五〕</sup>、所以使人參互而觀也。『藝文』據籍而紀、其於現書部目之外、不能越界而書、固其勢也。古人師授淵源、口耳傳習、不著竹帛者、實爲後代群籍所由起。蓋參觀於列傳、而後知其深微也。且如田何受『易』於王同、周王孫、丁寬三人、『藝文』既載三家易傳矣<sup>〔註六〕</sup>。其云「商瞿受『易』於孔子、五傳而至田何、漢之『易』家、蓋自田何始。何而上未嘗有書」<sup>〔註七〕</sup>。然則所謂五傳之際、豈無口耳受授之學乎。是「藝文」、「易」家之宗祖也。不觀「儒林」之傳、何由知三家『易』傳、其先固有所受乎。費、高

二家之『易』、『漢志』不著於錄、後人以爲不立學官故也<sup>〔註七〕</sup>。然孔氏『古文尚書』、毛氏『詩傳』、左氏『春秋』、皆不列於學官、『漢志』未嘗不並著也。不觀「儒林」之傳、何由知二家並無章句、直以口授弟子、猶夫田何以上之傳授也。按「列傳」云、「費直以彖、象、繫辭、文言十篇、解說上下經」。此不爲章句之明徵也。晁氏考定古易、則以彖、象、文言雜入卦中、自費直始、因罪費直之變古<sup>〔註八〕</sup>。不觀『藝文』後序、以謂劉向校施、孟、梁丘諸家經文、惟費氏易與古文同。是費直本無變亂古經之事也。由是推之、則古學淵源、師儒傳授、承學流別、皆可考矣。『藝文』一志、實爲學術之宗、明道之要、而列傳之與爲表裏發明、此則用史翼經之明驗也。而後人著錄乃用之爲甲乙計數而已矣、則校讎失職之故也。

右十三之三

### 【訓読文】

「六藝略」を読む者、必ず「儒林列伝」を參觀す。猶お之れ「諸子略」を読むに、必ず孟荀、管晏、老莊申韓列伝を參觀するがごときなり「原注」：「詩賦略」の鄒陽、

枚乘、相如、揚雄等の伝、「兵書略」の孫臏、穰苴等の伝、「術数略」の亀策、日者等の伝、「方技略」の扁鵲倉公等の伝、皆自然らざる無し」。孟子曰く、「其の詩を誦し、其の書を読むに、其の人を知らずして可なるか」と。「藝文」は班固に始まると雖も司馬遷の列伝、実は之を討論す。其の敘述を觀るに、戦国秦漢の間、書を著す諸人の列伝、未だ嘗て學術の淵源、文詞の流別に於いて反復して論次せずんばならず。劉歆、蓋し其の意を知る。故に其の校書の諸の敘論、既に其の篇次を審定し、又た其の生平を推論す。書を以て言わば之を叙録と謂うも可なり。人を以て言わば之を列伝と謂うも可なり。史家其の部目を「藝文」に存し、其の行事を列伝に載すは、詳略互見の例を為す所以なり。是を以て「諸子」「詩賦」「兵書」の諸略、凡そ史に列伝有る者に遇えば必ず「列伝有り」の字を其の下に注するは、人をして相互して觀しむる所以なり。「藝文」は籍に抛りて紀せば、其の現書部目の外に於いて、界を越えて書する能わざるは固より其の勢なり。古人師授の淵源、口耳もて伝習し、竹帛に著さざる者、実は後代群籍の由りて起こる所なり。蓋し列伝を參觀し、而して後に其の深微を知るな

り。且つ田何「易」を王同、周王孫、丁寛の三人に受（授）くるが如きは、「藝文」既に三家易伝を載す。其れ「商瞿」「易」を孔子に受く、五伝して田何に至る、漢の易家は、蓋し田何自り始まる。何より上未だ嘗て書有らず」と云う。然らば則ち所謂五伝の際、豈に口耳受授の学無きや。是れ「藝文」易家の宗祖なり。「儒林」の伝を觀ざれば、何に由りて三家の易伝、其の先に固より受くる所有るを知らん。費、高二家の「易」、「漢志」録に著されず、後人以為らく学官に立たざる故なりと。然るに孔氏「古文尚書」、毛氏「詩伝」、左氏「春秋」、皆な学官に列せられず、「漢志」未だ嘗て並著せずんばならず。「儒林」の伝を觀ざれば何に由りて二家並びに章句無く直だ以て弟子に口授すること、猶お夫れ田何以上の伝授のごとくなるを知らん。按ずるに「列伝」に云く、「費直」「象」「象」「系辞」「文言」十篇を以て、上下経を解説す」と。此れ章句を為さざるの明徴なり。晁氏古易を考定し、則ち「象」「象」「文言」の卦中に雜入するは、費直自り始まるとし、因りて費直の古を變うるを罪す。「藝文」後序の以て劉向施、孟、梁丘諸家の経文を校して、惟だ費氏易古文と同じと謂

うを観ざるなり。是れ費直本より古経を変乱するの事無きなり。是に由りて之を推せば則ち古学の淵源、師儒伝授、承学流別、皆な考うべし。「藝文」の一志、実に學術の宗、明道の要為り、而して列伝の与に表裏を為し發明す、此れ則ち史を用いて経を翼くるの明驗なり。而して後人の著録、乃ち之を用いて甲乙計数を為す而已なるは、則ち校讎職を失うの故なり。

右十三之三

【現代語訳】

「六藝略」を読む者は必ず「儒林列伝」を参照しなくてはならない。それは「諸子略」を読む際に必ず、孟荀、管晏、老莊申韓列伝を参照するようなものである。「原注…「詩賦略」の鄒陽、枚乘、相如、揚雄等の伝、「兵書略」の孫臏、穰苴等の伝、「術教略」の龜策、日者等の伝、「方技略」の扁鵲倉公等の伝など、みなそうでないものはない。孟子は、「詩を誦し、書を読むのに、その人物を知らないでいてよいものか」といつている。「藝文志」は班固に始まるというものの、司馬遷の列伝は、実のところそのことを深く踏まえていたのである。『史記』列伝の敘述を觀

るに、戦国、秦漢の、著述をなした諸人の列伝は、その學術の淵源、文詞の流別について繰り返し論載している。劉向、劉歆はおそらくその意図を理解していたのであろう。そのために彼らが校書の際まとめた諸書の敘論は、各書の篇次を審定した上で、さらに作者の平生について推し及んで論じている。書物を取り上げているという点からいえば叙録ということができようし、作者についての言及がある点からいえば列伝ということもできる。史家が（劉向、劉歆の仕事のうち）分類および書目を『漢書』藝文志というかたちにしてとどめ、作者の事績については（『史記』並びに『漢書』の）列伝の記載に譲ったのは、詳略互見の手法をとったためである。そのため、「諸子」、「詩賦」、「兵書」の諸略において、史書に列伝がある者があればきつと「列伝有り」という記述を自注に残しているのは、相互に参照させるためである。『漢書』藝文志は、書籍を手がかりとして作られたものであるので、実際に存在した書物やその分類から外れて（書物のかたちをとらない学問について）考察することができないのは、当然の次第である。古人の師授の淵源において、口耳によって伝授し、竹帛に

は記さなかったものが、実は後代の群籍のよっておけるところなのである。思うに、列伝を参照して初めてその深いいきさつを知ることが出来るのである。たとえば、田何が『易』を王同、周王孫、丁寛の三人に授けたというようなことについて、『漢書』藝文志は三家の易伝を著録している。（晁公武は「商瞿は『易』を孔子から学び、五伝して田何に至った。漢の易家は、思うに、田何から始まっているようだ。田何より以前は書物はなかった」と言っている。だとすると所謂五伝の際に、どうして口耳によつて受授を行う学問がなかったといえようか。つまり（田何は）『漢書』藝文志所載の易家の宗祖なのである。「儒林伝」を観なければ、どうやって（王同、周王孫、丁寛の）三家の易伝は、その先にもともと受け継ぐところがあったことが分かるであろうか。費、高二家の『易』が、『漢書』藝文志に著録されていないことについて、後人は（費、高二家が）学官に立てられなかったためであると考えている。しかしながら、孔氏『古文尚書』、毛氏『詩伝』、左氏『春秋』も、いずれも学官に立てられていないのに、『漢書』藝文志はちゃんと著録している。これについても

「儒林伝」を見なければどうして（費、高の）二家がともに章句が無く、ただ弟子に口授するのみであったこと、田何以前の伝授のようであったことを知り得ようか。按ずるに、「儒林伝」には、「費直は（章句はなかった）『象』『系辞』『文言』の十篇によつて、上下経を解説した」とある。これは、費直が章句を作らなかつたことの明徴である。晁公武は、古易を考定して、「象」「象」「文言」を各卦の間に入れ込んだのは、費直から始まるとして、費直が古制を曲げたと言ひ立てている。そんなことをいうのは、『漢書』藝文志の易家の後序に、劉向が施、孟、梁丘の諸家の経文を校勘して、ただ費氏易のみが古文と同じであったといっているのを見ているいからなのだ。つまり費直が古経を乱すというようなことはもともとなかったのである。このようにしていけば、古学の淵源や師儒による授受、学統の流別もすべて考察することができる。『漢書』藝文志は、まことに學術の大宗、道を明らかにする要であり、列伝は藝文志と表裏をなして（學術・大道を）發明する。これは史によつて経を翼輔する明かな証拠である。しかしながら後人の著録が、甲乙と配列し部数を記載するのみに

なってしまうのは、校讎の職掌が無くなってしまったためなのである。

以上、十三之三

【訳注】

一 「孟子」万章下篇に、「孟子謂萬章曰、一郷之善士、斯友一郷之善士。一國之善士、斯友一國之善士。天下之善士、斯友天下之善士。以友天下之善士爲未足、又尚論古之人。頌其詩、讀其書、不知其人、可乎。是以論其世也。是尚友也。」とある。

二 例えば、『史記』卷六十二「管晏列傳第二」は以下の通り。

晏平仲嬰者、萊之夷維人也。事齊靈公・莊公・景公、以節儉力行重於齊。既相齊、食不重肉、妾不衣帛。其在朝、君語及之、即危言。語不及之、即危行。國有道、即順命。無道、即衡命。以此三世顯名於諸侯。越石父賢、在縲紲中。晏子出、遭之塗、解左驂贖之、載歸。弗謝、入闔。久之、越石父請絕。晏子懼然、捫衣冠謝曰、「嬰雖不仁、免子於屻、何子求絕之速也」。石父曰、「不然。吾聞君子詘於不知己而信於知己者。方吾在縲紲中、彼不知我也。夫子既已感寤而贖我、是知己。知己而無禮、固不如在縲紲中」。晏子於是延

入爲上客。晏子爲齊相、出、其御之妻從門間而闚其夫。其夫爲相御、擁大蓋、策駟馬、意氣揚揚、甚自得也。既而歸、其妻請去。夫問其故。妻曰、「晏子長不滿六尺、身相齊國、名顯諸侯。今者妾觀其出、志念深矣、常有以自下者。今子長八尺、乃爲人僕御、然子之意自以爲足、妾是以求去也」。其後夫自抑損。晏子怪而問之、御以實對。晏子薦以爲大夫。太史公曰、吾說管氏「牧民」、「山高」、「乘馬」、「輕重」、「九府」、及《晏子春秋》、詳哉其言之也。既見其著書、欲觀其行事、故次其傳。至其書、世多有之、是以不論、論其軼事。……方晏子伏莊公尸哭之、成禮然後去、豈所謂「見義不爲無勇」者邪。至其諫說、犯君之顏、此所謂「進思盡忠、退思補過」者哉。假今晏子而在、余雖爲之執鞭、所忻慕焉。

このほか、老莊申韓列伝などをみても、『史記』が列伝に取り上げる人物の著述に対して相当の注意を払っていたことが理解できる。伯夷列伝所載の佚詩も同様の配慮から記録されたものであろう。

三 例えば、『晏子春秋』序録は次の通り。

右「晏子」凡内外八篇、總二百十五章。護左都水使者光祿大夫臣向言、所校中書「晏子」十一篇。臣向謹與長社尉臣參校讎太史書五篇・臣向書一篇・參書十三篇、凡中外書



三十篇、為八百三十八章。除復重二十二篇、六百三十八章、定著八篇二百一十五章。外書無有三十六章、中書無有七十一章、中外皆有以相定。中書以天為芳、又為備、先為牛、章為長、如此類者多。謹願略櫛皆已定、以殺青、書可繕寫。

晏子、名嬰、諡平仲、萊人。萊者、今東萊地也。晏子博聞彊記、通於古今。事齊靈公・莊公・景公、以節儉力行盡忠極諫、道齊國君得以正行、百姓得以附親、不用則退耕於野、用則必不詘義、不可脅以邪、白刃雖交胸、終不受崔杼之劫。諫齊君、懸而至、順而刻、及使諸侯、莫能詘其辭。其博通如此、蓋次管仲。內能親親、外能厚賢。居相國之位、受萬鍾之祿、故親戚待其祿而衣食五百餘家、處士待而舉火者亦甚衆。晏子衣苴布之衣、麋鹿之裘、駕敝車疲馬、盡以祿給親戚朋友、齊人以此重之。

四 例えば、諸子略儒家には、「晏子八篇」の自注に、「名嬰、諡平仲、相齊景公、孔子稱善與人交、有列傳。」とある。

五 『漢書』芸文志・六芸略・易に著録される書籍と後序は、以下の通り。

易經十二篇。施、孟、梁丘三家。

易傳周氏二篇。字、王孫也。

服氏二篇。

楊氏二篇。名何、字叔元、菑川人。

蔡公二篇。衛人、事周王孫。

韓氏二篇。名嬰。

王氏二篇。名同。

丁氏八篇。名寬、字子襄、梁人也。

古五子十八篇。自甲子至壬子、說易陰陽。

淮南道訓二篇。淮南王安聘明易者九人、號九師說。

古雜八十篇、雜災異三十五篇、神輪五篇、圖一。

孟氏京房十一篇、災異孟氏京房六十六篇、五鹿充宗略說

三篇、京氏段嘉十二篇。

章句施、孟、梁丘氏各二篇。

凡易十三家、二百九十四篇。

易曰、「宓戲氏仰觀象於天、俯觀法於地、觀鳥獸之文、與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情。」至於殷周之際、紂在上位、逆天暴物、文王以諸侯順命而行道、天人之占可得而効、於是重易六爻、作上下篇。孔氏為之彖、象、繫辭、文言、序卦之屬十篇。故曰易道深矣、人更三聖、世歷三古。及秦燔書、而易為筮卜之事、傳者不絕。漢興、田何傳之。訖于宣元、有施、孟、梁丘、京氏列於學官、而民間有費、高

二家之説。劉向以中古文易經校施、孟、梁丘經、或脫去「無咎」、「悔亡」、唯費氏經與古文同。

以上の記述からは、特に、周王孫、王同、丁寛の著述と、田何との關係について知ることはできない。一方、『漢書』儒林伝で、易に關する記述は以下の通りで、周王孫、王同、丁寛の三人の易学は、田何より授けられたことがわかる。

漢興、言易自淄川田生、言書自濟南伏生、言詩於魯則申培公、於齊則轅固生、燕則韓太傅、言禮則魯高堂生、言春秋、於齊則胡毋生、於趙則董仲舒。……

自魯商瞿子木受易孔子、以授魯橋庇子庸。子庸授江東野賢子弓。子弓授燕周醜子家。子家授東武孫虞子乘。子乘授齊田何子裝。及秦禁學、易為筮卜之書、獨不禁、故傳受者不絶也。漢興、田何以齊田徒杜陵、號杜田生、授東武王同子中、雒陽周王孫、丁寛、齊服生、皆著易傳數篇。同授淄川楊何、字叔元、元光中徵為太中大夫。齊即墨成、至城陽相。廣川孟但、為太子門大夫。魯周霸、莒衡胡、臨淄主父偃、皆以易至大官。要言易者本之田何。

六 王応麟『漢藝文志考證』卷一「易」の『易傳周氏二篇字

王孫、服氏二篇光、楊氏二篇何、王氏二篇同』に、晁公武『郡齋讀書志』を引いて、「商瞿受易孔子、五傳而田何、漢之易家蓋自田何始、何而上未嘗有書。」とある。

七 『漢書』芸文志には、費直、高相の著述は挙げられず、後序に、「訖于宣、元、有施、孟、梁丘、京氏列於學官、而民間有費、高二家之説。」との言及があるのみである。一方、『漢書』儒林伝には、「費直字長翁、東萊人也。治易為郎、至單父令。長於卦筮、亡章句、徒以象象系辭十篇文言解說上下經。琅邪王璜平中能傳之。璜又傳古文尚書。高相、沛人也。治易與費公同時、其學亦亡章句、專說陰陽災異、自言出於丁將軍。」とあり、両者には、ともに章句が存在していなかったことが分かる。

八 王応麟『漢藝文志考證』卷一「易」の後序「民間有費高二家之説」に引かれる晁公武『郡齋讀書志』に、「先儒謂費直專以象象文言參解易爻、以象象文言雜入卦中者、自費氏始。其始費氏不列學官、唯行民間、至漢末陳元方、鄭康成之徒皆學費氏、古十二篇之易遂亡。孔穎達又謂輔嗣之意、象本釋經、宜相附近、分爻之象辭、各附當爻、則費氏初變亂、古制時、猶若今乾卦、象、象繫卦之末歟。古經始變於費氏、而卒大亂於王弼。」とある。なお、章字誠「信摭」にも、「劉

向典校祕書、以中古文『易經』校施・孟・梁丘三家、或脱去无咎悔亡、惟費氏與古文同。後人誤會『儒林傳』文、以象・彖・文、解上下經、因分傳附於經後、謂始費氏、不知分傳附經、自後漢鄭・王諸家始也」とある。

【原文】

『易』部『古五子』注云、「自甲子至壬子、說『易』陰陽」。其書當互見於術數略之陰陽類<sup>注二</sup>。『災異孟氏京房』當互見於術數略之雜占或五行類。右十三之四

【訓読文】

『易』部『古五子』注に云く、「甲子自り壬子に至る、『易』陰陽を説く」と。其の書當に術數略の陰陽類に互見すべし。『災異孟氏京房』當に術數略の雜占、或いは五行類に互見すべし。右十三之四

【現代語訳】

『易』部『古五子』の自注には、「甲子自り壬子に至る、

『易』陰陽を説く」とある。本書は、術數略の陰陽類にも互見すべきである。『災異孟氏京房』は、術數略の雜占、あるいは五行類に互見すべきものである。以上、十三之四

【訳注】

一 『初学記』文部引劉向『別録』に「所校讎中易傳『古五子』篇、陰復重、定著十八篇、分六十四卦、著之日辰。自甲子至壬子、凡五子、故號曰五子」とある。また、『漢書』藝文志方技略五行類に、「泰一陰陽」二十三卷、『黄帝陰陽』二十五卷、……『務成子災異應』十二卷、『十二典災異應』十二卷、『鍾律災異』二十六卷などが著録されている。なお、經部・易家と子部・五行陰陽家との関係については、『校讎通義』互著第三之四や補校漢書藝文志第十之五で言及されている。

【原文】

『書』部劉向、許商二家各有『五行傳記』、當互見於五行類<sup>注二</sup>。夫『書』非專爲五行也、五行專家則本之於『書』也。故必互見乃得原委、猶『司馬法』入『周官』

之微意也<sup>注二〇</sup>。

右十三之五

【訓読文】

『書』部、劉向、許商二家に各おの『五行伝記』有り、  
当に五行類に互見すべし。夫れ『書』専ら五行を為す  
に非ざるなり、五行專家、則ち之を『書』に本づくる  
なり。故に必ず互見して乃ち原委を得。猶お『司馬法』  
を『周官』に入らるの微意のごとし。

右十三之五

【現代語訳】

『書』部の、劉向、許商の二家それぞれの『五行伝  
記』が著録されているのは、五行類に互見すべきであ  
る。そもそも『書』はもっぱら五行のみを対象とする  
ものではなく、五行のみを説くものが、その由来を  
『書』に求めているのである。であるから必ず互見して  
こそ事柄のいきさつを明らかにすることが出来る。『司  
馬法』を『周官』に入れる細かい配慮と同様である。

以上、十三之五

【訳注】

一 書経と五行の関係については、『校讎通義』補校漢書藝文  
志第十之五や焦竑誤校漢志第十二之十五などで言及され  
ている。

二 『司馬法』については、『校讎通義』鄭樵誤校漢志第十一  
之二や焦竑誤校漢志第十二之四、漢志諸子第十四之二十七、  
漢志兵書第十六之六などで言及されている。

【原文】

『詩』部、韓嬰『詩外傳』、其文雜記春秋時事、與詩  
意相去甚遠、蓋爲比興六義、博其趣也。當互見於『春  
秋』類、與虞卿、鐸椒之書相比次可也<sup>注二〇</sup>。孟子曰、  
『詩』亡然後『春秋』作<sup>注二一</sup>。『春秋』與『詩』相表  
裏、其旨可自得於韓氏之『外傳』。史家學『春秋』者、  
必深於『詩』、若司馬遷百三十篇是也〔原注…屈賈、孟荀  
諸傳尤近。〕『詩』部又當互通於樂。

右十三之六

【訓読文】

『詩』部、韓嬰『詩外伝』、其の文春秋の時事を雜記す。詩意と相い去ること甚だ遠し、蓋し比興六義を爲し其の趣を博むるなり。当に『春秋』類に互見すべし、虞卿、鐸椒の書と相い比次するは可なり。孟子曰く、『詩』亡びて然る後に『春秋』作る」と。『春秋』と『詩』とは相い表裏し、其の旨自ら韓氏の『外伝』に得べし。史家『春秋』を学ぶ者は必ず『詩』に深きこと、司馬遷の百三十篇の若き是なり〔原注…屈賈、孟荀の諸伝尤も近し。〕『詩』部又た当に互に通すべし。

右十三之六

【現代語訳】

『詩』部の韓嬰『詩外伝』は、その内容は、春秋時代の出来事を雜然と掲出している。詩三百篇の旨意と非常にかげ離れているのは、おそらくは比興といった詩の六義を援用してその趣旨を広めるところにあるのである。『春秋』類に互著すべきであり、虞卿、鐸椒の書である『虞氏微傳』二篇や『鐸氏微』三篇と一緒に並べるのがよい。孟子は、『詩』が亡びた後に『春秋』

がおこった」と述べている。『春秋』と『詩』とが相い表裏したものであるということは、その意味は韓氏の『外伝』に得ることができるのである。史家で『春秋』を学ぶ者がきつと『詩』にも深く通じているのは、司馬遷の百三十篇のようなものがその例である〔原注…屈原や賈誼、孟氏、荀子の諸伝などがそうである。〕『詩』部はまた樂とも連関すべきである。

以上、十三之六

【訳注】

一 『四庫全書簡明目録』に、「其書（『韓詩外伝』）雜引古事古語、證以詩詞、與經義不比附。所述多與周秦諸子相出入。班固稱三家之詩、『或取』春秋』采雜說、或非其本義、或指此類歟」とあるように、『韓詩外伝』は、『詩経』の一節を取り上げ、故事・説話と結びつけており、詩と春秋とに互著すべきであるということ。「虞卿、鐸椒之書」は、『漢書』藝文志・春秋に、「春秋古經十二篇、經公羊、穀梁三家、左氏傳三十卷、公羊傳十一卷、穀梁傳十一卷、鄒氏傳十一卷、夾氏傳十一卷」とあるのに続いて著録されている。「鐸氏微三篇」、「虞氏微二篇」を指す。この二書については、『史

記』十二諸侯年表冒頭に配された太史公曰に、「孔子明王道、干七十餘君、莫能用、故西觀周室、論史記舊聞、興於魯而次『春秋』、上記隠、下至哀之獲麟、約其辭文、去其煩重、以制義法、王道備、人事浹。七十子之徒口受其傳指、為有所刺譏褒諱把損之文辭不可以書見也。魯君子左丘明懼弟子人人異端、各安其意、失其真、故因孔子史記具論其語、成『左氏春秋』。鐸椒為楚威王傳、為王不能盡觀、『春秋』、采取成敗、卒四十章、為『鐸氏微』。趙孝成王時、其相虞卿上采『春秋』、下觀近勢、亦著八篇、為『虞氏春秋』。呂不韋者、秦莊襄王相、亦上觀尚古、刪拾『春秋』、集六國時事、以為八覽、六論、十二紀、為『呂氏春秋』。及如荀卿、孟子、公孫固、韓非之徒、各往往摭摭『春秋』之文以著書、不可勝紀。」とある中に言及されている。また、王応麟『漢藝文志考證』卷三には、劉向『別録』を引いて、「左丘明授曾申、申授其子期、期授楚人鐸椒、鐸椒作『抄撮』八卷、授虞卿、虞卿作『抄撮』九卷、授荀卿、荀卿授張蒼」とある。章学誠は、これらの記述から、韓詩外伝と二書の類似性を看取したのであらう。

二 『孟子』離婁下篇に、「孟子曰、王者之跡熄而詩亡、詩亡、然後春秋作。晉之乘・楚之檮杌・魯之春秋、一也。其事則

齊桓、晉文、其文則史。孔子曰、其義則丘竊取之矣。」とある。

【原文】

『禮』部『中庸説』當互見『諸子略』之儒家類<sup>註二</sup>。諸記本非一家之言、可用裁篇別出之法、而文不盡傳。今存大小戴二家之記、亦文繁不可悉舉也。大約取劉向所定、分屬制度者、可歸故事而附『尚書』之部。分屬通論者、可歸儒家而入諸子之部。總持大體、不為鉤鈇割裂、則互見之書、各有攸當矣。

右十三之七

【訓読文】

『礼』部、『中庸説』、當に『諸子略』の儒家類に互見すべし。諸記は本より一家の言に非ず、裁篇別出の法を用いるべし、而して文尽くは伝わらず、今大小戴二家の記を存するは、亦た文繁くして悉くは挙ぐべからざるなり。大約劉向の定むる所を取り、制度に分属する者は、故事に帰すべくして『尚書』部に附し、通論

に分属する者は、儒家に帰すべくして諸子の部に入る。大体を総持し鉤釶割裂を為さざれば則ち互見の書、各当たる攸有り。

右十三之七

【現代語訳】

『礼』部の『中庸説』は『諸子略』の儒家類に互著すべきである。諸記はもともと一家の言ではなく、特定の篇のみを取り出してもとの書物とは別に掲出する別裁の方法を採るべきであるものの、それらの文辞はすべて伝わっているわけではなく、今、大小戴二家の例に関する記が伝存するものの、それらもまた文辞が非常に多いために全てを別裁して掲出することもできない。ほぼ劉向の校書によって定められた通りとし、その内、制度に関するものは、故事に帰属すべきであつて、『尚書』部に附すこととし、通論に属すものは、儒家に帰属すべきであつて諸子の部に分類する。書の大例裁を保持しばらばらにしないようにすればそれぞれの分類に互見する書籍は、それぞれに当を得ることができるのである。

以上、十三之七

【訳注】

一「中庸説二篇」はすでに亡佚している。顔師古は、「今『禮記』有『中庸一篇』亦非本禮經、蓋此之流。」というが、この書が六芸略・礼に著録されていることは、かなり早い時期から『中庸』が『礼記』とは別行し、特別視されてきたことを示しているように思われる。『中庸』が子思の作とされてきたことを思えば、『子思二十三篇』を著録する諸子略・儒家に互著すべきとする章学誠の説も理解できる。

【原文】

『樂』部『雅樂歌詩』四篇、當互見於『詩』部、及『詩賦略』之雜歌詩<sup>注一</sup>。

右十三之八

【訓読文】

『樂』部『雅樂歌詩』四篇、當に『詩』部及び『詩賦略』の雜歌詩に互見すべし。

右十三之八



【現代語訳】

『楽』部の『雅楽歌詩』四篇は『詩』部及び『詩賦略』の雑歌詩に互著すべきである。  
以上、十三之八

【訳注】

一 『漢書』藝文志・楽には、『雅楽歌詞』ではなく、『雅歌詩』として著録されている。

【原文】

『春秋』部之『董仲舒治獄』、當互見於法家與律令之書。同部分門説已見前、不復置論<sup>注一</sup>。  
右十三之九

【訓読文】

『春秋』部の『董仲舒治獄』、当に法家と律令の書とに互見すべし。同部分門の説已に前に見す、復た論を置かず。

右十三之九

【現代語訳】

『春秋』部の『董仲舒治獄』は、法家と律令の書とに互著すべきである。同部分門の説については已に記したので、ここでは繰り返さない。  
以上、十三之九

【訳注】

一 『校讎通義』補校漢藝文志第十之八にみえる。

【原文】

『論語』部之『孔子三朝』七篇、今『大戴記』有其一篇。考劉向『別録』七篇具出『大戴』之記、而劉、班未著所出、遂使裁篇與互注之意俱不可以蹤蹟焉、惜哉<sup>注二</sup>。

右十三之十

【訓読文】

『論語』部の『孔子三朝』七篇、今『大戴記』に其の一篇有り。劉向『別録』を考うるに、七篇具さに『大戴』の記に出づ。而るに劉、班未だ出づる所を著さず。

遂に裁篇と互注の意を使って俱に以て蹤蹟すべからざらしむ、惜しい哉。

右十三之十

【現代語訳】

『論語』部の『孔子三朝』七篇は、今『大戴記』にその一篇がある。劉向『別録』を考えるに、七篇はすべて『大戴礼』に出るものである。にも関わらず劉歆、班固はそのことを明記していない。そのまま裁篇と互注の意を用いてそれを追跡する手立てを失してしまったのは、惜しいことである。

以上、十三之十

【訳注】

一 『孔子三朝』については、『校籙通義』焦竑誤校漢志第十二之九で言及されている。

【原文】

『孝經』部『古今字』與『小爾雅』爲一類。按『爾雅』、訓詁類也、主於義理。『古今字』、篆隸類也、主於

形體。則『古今字』必當依『史籀』、『蒼頡』諸篇爲類、而不當與『爾雅』爲類矣。其二書不當入於『孝經』、已別具論次、不復置議焉。注二。

右十三之十一

【訓読文】

『孝經』部『古今字』は『小爾雅』と一類を爲す。按ずるに『爾雅』は訓詁類にして義理を主とす。『古今字』は篆隸類にして形体を主とす。則ち『古今字』は必ず当に『史籀』『蒼頡』の諸篇に依つて類を爲すべくして当に『爾雅』と類を爲すべからず。其の二書当に『孝經』に入るべからざるは已に別に具さに論次すれば、復た議を置かず。

右十三之十一

【現代語訳】

『孝經』部の『古今字』は『小爾雅』と一類とされている。思うに、『爾雅』は、訓詁の類であつて義理を主とするものである。『古今字』は、篆隸の類であつて形体を主とするものである。であれば、『古今字』はきつ

と『史籀』『蒼頡』の諸篇とともに一類を為すべきであり、『爾雅』と類をなすべきものではない。この二書を『孝経』に分類してはならないことはすでに詳細に論じているので、ここでふたたび議することはしない。

以上、十三之十一

【訳注】

一 『校讎通義』焦竑撰校漢志第十二之七に言及されている。

【原文】

『楽』部舊有淮南劉向等『琴頌』七篇<sup>注二</sup>、班固以爲重而刪之。今考之『詩賦略』而不見、豈志文之亡逸邪。『春秋』部注、『省』太史公『四篇』<sup>注三</sup>。其篇名既不可知。按『太史公』百三十篇、本隸『春秋』之部、豈同歸一略之中、猶有重複著録及裁篇別出之例邪。

右十三之十二

【訓読文】

『楽』部に旧と淮南劉向等『琴頌』七篇有り。班固以て重と爲して之を刪る。今之を考うるに「詩賦略」には見えず、豈に志文の亡逸せるか。『春秋』部に注して

「『太史公』四篇を省く」と。其の篇名既に知るべからず。按ずるに『太史公』百三十篇、本と『春秋』の部に隸う、豈に同じく一略の中に歸するか、猶お重複著録及び裁篇別出の例有るか。

右十三之十二

【現代語訳】

『楽』部にはもともと淮南劉向等『琴頌』七篇が著録されていた。班固は重複とみなして刪っているが、今、考えてみるに「詩賦略」には見えていない、詩賦略の該当箇所が亡逸したのであろうか。『春秋』部には「太史公」四篇を省く」との注記がある。その篇名はもう知る手立てがない。考えてみるに、『太史公』百三十篇は、もともと『春秋』の部に付属するものであるのに、『七略』には、さらに『太史公』四篇も、同じ『春秋』の部に著録されていたのであろうか、まだ重複著録や裁篇別出の例があるのだろうか。

以上、十三之十二

【詁注】

一 『漢書』藝文志・樂に、「凡樂六家、百六十五篇。出淮南劉向等琴頌七篇」とある。

二 『漢書』藝文志・六藝略・春秋に、「凡春秋二十三家、九百四十八篇。省太史公四篇」とある。姚振宗『漢書藝文志條理』は、「按本志是篇都凡之下注云『太史公四篇』、當是馮氏之續書。馮所續者錄七篇、省四篇、蓋十一篇、故班氏、韋氏並云十餘篇」とし、張舜徽『漢藝文志通釋』もこの説を支持する。ここでいう「馮氏之續書」とは、所謂『史記』補亡の書で、『漢書』藝文志・六藝略・春秋部に、「太史公書百三十篇」に続いて著録される「馮商所續太史公七篇」を指す。これに対して、韋昭は、「馮商受詔續太史公十餘篇、在班彪別錄。商字子高」と注している。